

平成 19 年 6 月 18 日

国土交通省東北地方整備局長
坪 香 伸 殿

株式会社友愛ビルサービス
代表取締役 小 畑



監督処分に係る業務改善措置について

1 違反行為・処分内容等の周知徹底について

違反行為及び処分内容等の周知徹底については、平成 19 年 6 月 8 日の指示書受領後、直ちに役員全員に伝達し、担当部署であるマンション管理事業課には、6 月 11 日のミーティング時に担当者全員に伝達しました。

また、6 月 14 日、弊社全体の幹部会議において、他部門の各課課長に伝達するとともに、6 月 15 日には、現場の管理員に対しても伝達を行いました。

なお、弊社が管理受託している全管理組合の理事長に対しては、月次報告書と共に文書により報告及び謝罪を行いました。

2 社内研修・教育の計画について

マンション管理事業課のマンション管理業の担当者を、社団法人高層住宅管理業協会主催の研修会等(今年度は7月開催予定のアドバンス研修、9月開催予定の適正化法による指定法人研修、10月～11月開催予定のマンション維持修繕技術研修等)に参加させることとし、その他担当者のスキル向上に資する研修等についても、積極的に参加させることとします。

また、上期・下期各1回定期的に開催している現場管理員の研修も、継続的に実施していきます。

3 社内の管理・監督体制の整備について

毎週のマンション管理事業課ミーティングにおいて、日常の業務の把握・点検・対応策の検討を行い、情報の共有化を図り、管理業務の適正化を図っていきます。

今年度においては、適正な契約手続を行うための様式の標準化、チェック体制の確立等を主な業務改善項目として設定し、取り組んでいきます。

以上、報告させていただきます。

今回の件を契機として、弊社従業員が意識を新たにして、法令遵守に努めることはもとより、質の高い管理業務を提供できるマンション管理業者として努力してまいります。

マンション管理事業課長 田口 徹司
秋田市山王三丁目1番7号
018-824-8951